

新型コロナウイルスにより影響を受けている中小企業者の皆様へ

雇用調整助成金の申請に係る手数料の助成（申請期間延長）

町では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国の「雇用調整助成金」の申請書類の作成を社会保険労務士等に委託した場合の手数料の一部を助成します。

なお、申請期間を令和3年2月28日までに延長しました。

対象者	町内に主たる事業所を有する事業者 常時の従業員が10人未満であること
助成金額	1事業者あたり上限10万円（1回限り）
対象経費	事業主が、雇用調整助成金の申請を社会保険労務士等に依頼した際に係る手数料
申請方法	次の書類を申請期限までに役場産業観光課宛に郵送（2/28の消印まで有効）又は窓口提出願います。 ①聖籠町雇用調整助成金申請補助金交付申請書兼請求書（町の様式） ②雇用調整助成金申請書の写し（提出先の受付印が押印されているもの） ③従業員数が確認できる書類 ④社会保険労務士等への支払いの完了を確認できるもの（領収書の写し等） ⑤その他、町長が必要と認めるもの ※申請書を提出後、審査したのち、交付又は不交付の決定通知書を送付します
申請期間	令和2年5月20日～令和3年2月28日まで

【お問い合わせ先】 聖籠町産業観光課地域振興係

電話 0254-27-2111（内線122）